

議案第10号

大田原市消防団の設置等に関する条例の制定について  
大田原市消防団の設置等に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年2月28日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市消防団の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市に消防団を置く。

(名称及び区域)

第3条 消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称	区域
大田原市消防団	大田原市全域

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(大田原市消防団条例の廃止)

2 大田原市消防団条例（昭和39年条例第32号）は、廃止する。